

# 行政監査結果報告書

平成22年度

(基金の管理及び処分について)

佐賀県監査委員

監査第 152 号  
平成23年6月8日

佐賀県議会議長 石井 秀夫 様  
佐賀県知事 古川 康 様  
佐賀県教育委員会委員長 安永 宏 様

佐賀県監査委員 中村 孝  
同 田中 俊雄  
同 三竿 博史  
同 稲富 正敏

平成22年度行政監査結果報告書について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

## 目 次

第1	監査テーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査対象	1
1	事前調査	1
2	監査対象基金及び関係課の選定	1
第4	監査の実施	1～2
1	監査の実施時期	1
2	監査の着眼点	1～2
3	監査の実施方法	2
第5	指摘事項及び意見	2～7
1	基金の設置について	2
2	事業終了後の基金の残余見込みについて	2～3
3	基金事業への取組状況について	4
4	会計事務処理について	4～6
5	会計事務処理の指導について	6
6	今後の利用拡大の取組について	6
7	まとめ	6～7
	用語等の説明	7
第6	個別監査結果	8～29

## 第1 監査テーマ

基金の管理及び処分について

## 第2 監査の目的

県では、厳しい財政状況の下、「佐賀県総合計画 2007」に掲げる事業を着実に実施していくため、「佐賀県行財政改革緊急プログラム（以下「緊急プログラム」という。）」を策定し、財政の健全化の取組が進められている。

そうした中、急激な景気の悪化を受け、国の対策に呼応して、取りまとめられた『暮らしを守る』『活力を生み出す』緊急総合対策が実施されている。この財源としては、国庫支出金等の特定財源の活用や国庫補助金により造成された様々な基金であり、これを財源として各種事業が展開されている。

この緊急総合対策の中で造成された基金については、事業完了後に残余があれば、国へ返還することとなっているため、限られた期間内で最大限の効果が発揮できるよう事業が適切に行われる必要がある。

今回の監査においては、事業期間が限定された基金について、事業が基金の設置目的に即して行われ、また、基金が効率的かつ有効に運用されているか、などの検証を行うことにより、今後の基金を活用した事業の適正な執行の確保及び改善に資することを目的とする。

## 第3 監査対象

### 1 事前調査

平成21年度決算に計上されている36基金のうち、緊急総合対策の中で造成された基金で事業期間が限定されている12基金について、①設置根拠法令等、②造成財源、③運用状況、④基金を財源とする事業等について事前調査を行った。

### 2 監査対象基金及び関係課の選定

事前調査の結果をもとに、事業期間が限定された基金の中から、事業期間終了後に基金残が生じ国へ返還する予定の基金を含む8基金を選定し、基金を管理する所管課及び基金を財源として事業を実施する事業課を選定した。

## 第4 監査の実施

### 1 監査の実施時期

平成22年10月～平成23年5月

### 2 監査の着眼点

- (1) 基金の設置及び処分は、法令等に準拠して行われているか。
- (2) 基金の積立て及び取崩しに関する会計処理は、適正に行われているか。

- (3) 基金は、適切に管理されているか。
- (4) 基金の処分額（予算）は、適正に算定されているか。
- (5) 基金の設置に当たって、県民ニーズ等の調査は、行われているか。
- (6) 各種事業は、基金の設置目的に沿って、適正に実施されているか。
- (7) 事業実施は、県民ニーズを踏まえたものとなっているか。
- (8) 事業効果の検証は、実施されているか。

### 3 監査の実施方法

実施方法は、予め基金を管理する所管課から提出された関係書類に基づいて、所管課及び事業課に対して事務監査を行ったのちに、委員監査を行った。併せて、関係課として経営支援本部財務課に対して、基金の管理（積立て及び取崩し）について確認調査を行った。

## 第5 指摘事項及び意見

### 1 基金の設置について

基金の設置については、「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」（地方自治法第241条）とされており、全ての基金が条例を定めて適正に設置されていた。

### 2 事業終了後の基金の残余見込みについて

今回監査対象とした基金は、一部の基金（障害者自立支援対策臨時特例基金）を除き、平成20年度からの国の緊急経済対策に呼応しつつ、県として取り組むことのできる最大限の対策を講じることとして、国庫支出金等（交付金）の特定財源を活用して基金を造成し、各種の基金事業を実施するため積み立てられたものであった。

#### ○ 多額の基金残余額が発生する見込みである。

緊急総合対策の目的を達成するためには、基金を有効に活用して、事業を推進する必要があるが、監査の結果、8基金のうち、その取組が不十分で基金事業終了後に残余が生じ国に返還予定となっている基金は、次表のとおり7基金で35億円弱の残余見込額となっていた。

\* 監査対象基金の状況

(単位：千円)

基金名	設置年度	積立見込額	取崩見込額	基金残余見込額
障害者自立支援対策臨時特例基金	平成18年度	2,662,188	1,970,274	691,914
ふるさと雇用再生基金	平成20年度	5,762,155	5,762,155	0

安心こども基金	平成20年度	4,128,465	2,799,012	1,329,453
森林整備加速化・林業再生基金	平成21年度	1,479,832	1,479,489	343
介護職員処遇改善等臨時特例基金	平成21年度	3,439,160	3,259,728	179,432
高等学校等修学支援基金	平成21年度	297,962	252,392	45,570
社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金	平成21年度	1,257,079	817,223	439,856
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	平成21年度	2,986,369	2,195,486	790,883
合 計		22,013,210	18,535,759	3,477,451

この要因としては、次のような点であった。

- ① 国からの交付金の多くは、地域の要望に基づく交付額ではなく、国の配分基準に基づき配分され、地方の執行見込額以上に配分されている基金が多かったこと。  
また、「社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金」のように、県から国に追加要望を行ったものの、事業者の意向把握など事業実施に向けた当初の検討が不十分なために、結果として多額の残余が生じた基金もあったこと。
- ② 多くの基金事業が、国の緊急経済対策の関係で事業期間が3年程度と短い中、事業メニューも多く、加えて執行体制が十分とは言えず、事業者等への周知が十分できなかったこと。
- ③ 事業によっては、市町の義務負担を伴うものがあり、その負担の増加に市町が対応できなかったこと。  
また、施設などのハード整備にあっては、グループホーム等の事業者に土地の取得や建設資金の調達等の問題があり、計画期間内の整備を見通せず断念したため、県の事業執行が計画通りに進まなかったこと。
- ④ 補助単価が安い、事業実施に当たっての制約（使い勝手の悪さ）が多いなどにより、事業によっては事業者からの要望が少なかったこと。
- ⑤ 数次にわたる経済対策により、国から安易な追加配分が行われたため、事業の執行見込額以上の配分額となり、多額の基金残余が生じる基金もあったこと。

このため、県は、事業期間の延長、市町の義務負担の軽減、対象となる経費の範囲の拡大など基金事業制度の見直しについて、国へ要望や政策提案がなされていた。

しかしながら、介護基盤緊急整備等臨時特例基金のように、多額の基金残余が見込まれているにもかかわらず、基金の有効活用のための、国への基金事業制度の見直し等の要望活動が行われていないものもあった。

いずれにしても、多くの基金で残余が発生する見込みであり、国への要望、事業者等への周知を積極的に行って、基金の有効活用を図る必要がある。

### 3 基金事業への取組状況について

基金については、国の「基金事業実施要領」で事業内容、補助基準額、事業の負担割合等が示されている。しかも、事業の実施期間は、緊急経済対策の関係から平成21年度から平成23年度までの3か年と短いものが多い。さらに平成21年度以降も国の数次にわたる経済対策で交付金の追加配分や、事業メニューの追加がなされている。

短期間での事業実施と多くの事業メニューがある中で、現場（事業課・市町・事業者）においては、職員体制が十分整わない状況であった。また、職員は基金事業の経験も少なく、事業の周知、事業実施等で混乱をきたしている状況が見受けられた。

#### ○ 適切な職員の配置を検討すべきであった。

基金事業への取組に当たっては、「緊急プログラム」による人員削減が優先され、事業実施に向けた体制（職員の配置）が十分整えられず、所管課内の調整で対応されているところが多かった。

現本部体制では、積極的に本部を経営するため、各本部内の予算や人員の配分に関する一定の権限を本部長に委ねられているところであり、企画・経営グループ等は、本部長の指示を仰ぎながら適切な職員の配置をすべきであった。

### 4 会計事務処理について

事業執行体制が確保されていない中、職員の会計事務に対する理解不足などから基金の積立て及び取崩しの会計事務において、不適切な事務処理があった。

#### ○ 基金の積立て、取崩し及び運用等の事務処理方法で、見直しや検討を要するものが多くあった。

##### ① 基金への積立時期が遅れていた。

予算措置の遅れにより、基金の原資である国庫補助金や基金運用利子の基金への積立てが1か月以上遅れていたものや、予算計上されているにもかかわらず、積立てが10日以上漫然と遅れているものがあつた。

##### ② 基金の運用益金の処理方法が、国の実施要領等の規定と異なる県の条例による運用を行ったため、基金への積立てがなされていないものがあつた。

本県の条例では、「基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第〇条の目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。」と規定しているが、今回の緊急総合対策で造成された基金の国の実施要領等では「基金の運用において生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。」と規定されている。

国の要領で定められているとおりに、基金の運用益は、基金に積み立てるべきであった。  
(障害者自立支援対策臨時特例基金)

##### ③ 基金の取崩時期が遅れていた。

佐賀県財務規則では、「収支等命令者は、支出負担行為をするときは、予算の配当の範囲内で行わなければならない。この場合において、特定財源を伴う経

費については、原則として、その財源が確実に収入される見込みがなければこれを行うことができない。」と規定され、特定財源（基金）が確実に収入（取崩し）される見込みがなければ支出負担行為はできず、支出行為もできないこととなっている。

しかしながら、特定財源である基金を取崩さない（収入がない）ままに、支出負担行為（交付決定）をしているものが多くあった。また、特定財源である基金の取崩（収入）時期は、年度末や出納整理期間中にまとめて行われているため、基金として財源があるにもかかわらず、取崩しを行わないまま、事業費が支出されていた。

基金の取崩しについては、支出負担行為の前に基金を取り崩し、特定財源を確保したうえで事業費の支出を行うべきである。

平成21年度決算で、基金の取崩しが遅れ、一般会計で歳入欠陥がでた基金を定期監査で指摘している。その後、平成22年9月13日付けで出納局会計課から「基金取崩しの確認について」が通知されている。

なお、基金取崩額の超過を防ぐため、県では基金の一部を出納整理期間中に取り崩すよう指導されているが、基金は財産であり、財産には出納整理期間がないことから、一般会計の決算額（基金繰入金）と基金の取崩額が異なっていた。

また、一部の所管課では、年度中に事業費の交付決定額（支出負担行為額）で基金の取崩しを行い、事業費が確定した後に基金の取崩超過額を翌年度の9月補正で予算計上し、基金に積み立てている事例もあった。

統一した基金の取扱いを、検討されたい。

#### ④ 基金の運用が、不十分であった。

出納局が定めている資金管理方針では、「基金を管理する課は、資金需要及び収入見込み、とりわけ当面必要となる資金と、一定期間支払いに支障のない資金を的確に把握し、資金計画を策定する。」こととなっている。

しかしながら、所管課では、基金を必要とする時期や基金からの取崩しが必要な時期等が適切に把握されていないため、基金の運用期間はほとんどの基金で最長でも1年間で、その運用金額も少ない状態であった。また、多額の基金が当座預金で管理されていた。

取崩しを必要とする時期や額を適切に把握し、当面必要でない資金については、長期に運用することで果実（預金利子）の増額に努めるなど、適正な基金運用に努めるべきである。

#### ⑤ 基金事業の進行管理が不十分であった。

これらの基金は、事業のメニューが多く、基金を利用する事業課が広範囲に及んでいるため、事業課と基金を管理する所管課との連携が不十分であった。

したがって、所管課が全体の事業内容を十分に把握できず、基金事業の進行管理が不十分となっていた。

以上の他にも、国の要領どおりの執行ができていない事例もあり、基金事業の

執行に当たっては、適正な会計処理を行う必要がある。

## 5 会計事務処理の指導について

前4に記載のとおり、不適切な会計事務処理等があり、県全体として次のような対応が必要であった。

### ○ 会計事務処理の指導を徹底する必要がある。

緊急総合対策に伴い多くの基金が設置されていることから、基金の積立て及び取崩しの会計事務が適正に行われるよう、しかるべき部署が事務処理の方針を明確に定め、関係課に対して指導を行うべきであった。

基金の事務処理は今後も続くものであり、会計事務処理の指導を徹底されたい。

## 6 今後の利用拡大の取組について

緊急総合対策のために設置された基金については、本県の経済振興のため、その活用を積極的に推進する必要がある。次の点について再度、取組を徹底されたい。

### ○ 基金事業の周知徹底を図られたい。

事業の周知については、市町の担当者及び事業者への説明会を実施されていたが、障害者自立支援対策臨時特例基金や安心こども基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金においては、事業期間が短期間であるにもかかわらず、事業メニューの追加や事業対象者の範囲の拡大もあり、当初の説明会のみでは事業者に対して十分な事業周知がなされたとは考えられない。

各種の広報媒体等を活用した事業周知を行い、基金の有効活用を徹底する必要がある。

### ○ 国への提案活動の強化に努められたい。

多額の基金残余が見込まれる基金については、これまでも国に対して事業期間の延長、負担割合の見直し、対象事業の拡大等の制度見直しの要望・提案がなされているが、これまで以上にあらゆる機会を通して積極的に国への提案活動を強化し、基金の有効活用に努められたい。

## 7 まとめ

以上に述べてきたとおり、県では、「緊急総合対策として取り組むことのできる最大限の対策を講じる」こととして、多額の基金が造成されている。そして、この基金を財源として各種の基金事業を実施されているが、現時点ではその基金が十分に有効活用されているとは言えず、多額の基金残余が生じる見込みで、国に返還予定となっていることが今回の行政監査で確認された。

基金を管理している所管課においては、事業課との連携を図り、事業期間を通じた基金の進行管理を行うとともに、事業課にあっては、再度、市町、事業者への基金事業の周知徹底と基金の有効活用に努められたい。

また、県のしかるべき部署においては、基金の積立て、取崩し、運用等の基金の管理について明確な方針を定め、基金を管理している所管課へ示すとともに、緊急総合対策で設置した基金全体の進行管理を行い、多額の基金残余が生じないよう業

務量に応じた適切な人員配置と事業執行のための後方支援を行い、緊急総合対策の目的が最大限に達成されるよう努められたい。

なお、個別監査結果については、第6（8P）に記載のとおりである。

※ 用語等の説明

用 語 等	説 明
(行政監査に関する規定)	<p>地方自治法第199条第2項（抜粋）</p> <p>監査委員は、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
(基金に関する規定)	<p>地方自治法第241条（抜粋）</p> <p>普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実にかつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。</p> <p>4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。</p> <p>5～8（以下、略）</p>
(支出負担行為に関する規定)	<p>地方自治法第232条の3（抜粋）</p> <p>普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
(支出負担行為の制限)	<p>佐賀県財務規則第55条（抜粋）</p> <p>収支等命令者は、支出負担行為をするときは、予算の配当の範囲内で行わなければならない。この場合において、特定財源を伴う経費については、原則として、その財源が確実に収入される見込みがなければこれを行うことはできない。</p>

## 第6 個別監査結果

NO. 1

基金名	障害者自立支援対策臨時特例基金		
課名	障害福祉課(障害福祉課、地域福祉課、長寿社会課)	設置年月日	平成19年3月7日
		終了年月日	平成24年12月31日
設置目的	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に関わる人材の確保を図る。		
事業主体	県、市町		
実施方法	市町及び福祉団体等への補助		
基金残高	1,261,391,431円(平成20年度末)		
基金積立額	1,369,473,511円(平成21年度)		
積立予定額	16,728,422円(平成22年度見込み)		
	14,594,908円(平成23年度見込み)		
積立合計額	2,662,188,272円		
取崩額	361,919,907円(平成21年度基金取崩額)、基金運用利子4,712,286円		
	72,285,502円(出納整理期間の取崩額) 434,205,409円(平成21年度基金繰入金決算額)		
取崩予定額	642,324,000円(平成22年度見込み)		
	893,745,000円(平成23年度見込み)		
取崩合計	1,970,274,409円		
基金残余额	691,913,863円(平成24年12月末残余見込額)		

### (監査指摘)

#### 1 基金の管理関係

##### (1) 基金への積立状況

##### ① 基金への積立時期が遅れていた。

国庫補助金の受入れの都度、基金へ積み立てすべきである。

##### \* 基金関係の予算編成時期

(単位：千円)

区分	当初予算	6月補正	9月補正	2月補正	合計
基金積立て			1,365,633	1	1,365,634
基金事業費	518,289		332,711	△313,352	537,648
基金充当額	424,855		326,214	△301,464	449,605
基金利子			4,619	9	4,712

国庫補助金の受入れ(平成21年11月19日) 1,126,054,000円

基金への積立時期 平成21年11月27日 1,126,054,000円

国庫補助金の受入れ(平成22年3月12日) 239,580,000円

基金への積立時期 平成22年3月31日 239,580,000円

② 基金の運用利子が基金に積み立てられていなかった。

国の基金管理要領に反して、運用益を基金に繰り入れないまま、基金事業の財源に充当されていた。

平成 21 年度基金運用益 4,712,286 円

(2) 基金の取崩状況

基金の取崩時期が遅延しているものがあつた。

特定財源である基金を取り崩さない（収入がない）ままに、支出負担行為（交付決定）をしていた。また、特定財源である基金の取崩（収入）時期は、年度末や出納整理期間中にまとめて行われているため、支出財源がないにもかかわらず、事業費が支出されているものがあつた。

事業費の支出に際しては、基金を取り崩して特定財源を確保したうえで支出されたい。

\* 基金の取崩しと事業費の支出状況 (単位：円)

執行時期	基金取崩し	事業費支出		
		障害福祉課分	地域福祉課分	長寿社会課分
H21.5 ~ H22.2.18	0	10,630,085	0	459,500
H22.2.19	190,837,089	614,575	0	0
H22.3 月末	171,082,818	267,682,767	12,198,164	8,255,634
H22.4 月	0	75,477,015		
H22.5 月	72,285,502	58,887,669		
合計	434,205,409	413,292,111	12,198,164	8,715,134

基金の取崩時期及び金額

1 回目の取崩時期 平成 22 年 2 月 19 日 190,837,089 円 (障害福祉課分)

2 回目の取崩時期 平成 22 年 3 月 30 日 5,394,000 円 (長寿社会課分)

3 回目の取崩時期 平成 22 年 3 月 31 日 165,688,818 円

(長寿社会課、障害福祉課分)

4 回目の取崩時期 平成 22 年 5 月 21 日 12,198,164 円 (地域福祉課分)

5 回目の取崩時期 平成 22 年 5 月 31 日 60,087,338 円 (障害福祉課分)

取崩額合計 434,205,409 円

2 基金事業の周知・広報について

- ・ 市町担当者会議における「障害者自立支援対策臨時特例基金」の説明

(日時：平成 21 年 8 月 17 日 場所：正庁)

- ・ 障害福祉関係事業所及び障害福祉関係団体への事業内容説明会

(日時：平成 21 年 8 月 25 日 場所：アバンセホール)

平成 21 年度においては、上記の説明会が開催されているが、国の経済対策の追加

もあり、事業メニューも追加されている。当初の説明会のみで開催では事業者に対する十分な事業周知がなされたとは考えられない。各種の広報媒体等を活用した事業周知を行い、基金の有効活用を徹底する必要がある。

### 3 その他

#### (1) 基金事業全体の進行管理について

基金事業は、実施メニューが多い。また、事業課が3課にまたがっている。

個々の基金事業の的確な進行管理に努め、事業計画額を下回っている場合は、全体の基金事業計画の見直しを行うなど、効果的な基金事業の執行に努められたい。

#### (2) 基金事業の周知徹底について

事業者等への事業内容の周知が不十分で、基金の活用が十分でないものがあつた。

事業期間が平成23年度までと短い。また、平成21、22年度に国の追加事業もあつていることから、再度、市町・事業者に対し基金事業の周知を図り、基金事業の執行に努められたい。

#### (3) 基金事業制度の国への要望活動の強化について

基金事業の実施については、障害福祉課、地域福祉課、長寿社会課で所管されているが、基金事業の執行見込額が基金積立額を大幅に下回っていることから、多額の基金残が生じ、国に返還見込みとなっている。(6億9千万円の返還見込み)

国の基金管理運営要領では、事業区分間の変更も認められていることから、事業間の連携を図り、再度、市町、事業者に基金事業の積極的な活用について周知に努めるとともに、引き続き、国に対して事業期間の延長や対象経費、補助単価の拡大等、基金事業制度の見直しについて要望活動を強化されたい。

基金名	ふるさと雇用再生基金		
課名	雇用労働課	設置年月日	平成21年2月24日
		終了年月日	平成24年3月31日
設置目的	雇用失業情勢が下降局面にある中で、地域における創意工夫を生かしつつ、当該地域の実情に応じた事業を実施することにより、本県における雇用機会の創出を図る。		
事業主体	県、市町		
実施方法	県の直営（委託事業）、市町への補助		
基金残高	5,710,000,000円（平成20年度末）		
基金積立額	35,606,253円（平成21年度）		
積立予定額	13,507,808円（平成22年度見込み）		
	3,041,469円（平成23年度見込み）		
積立合計額	5,762,155,000円		
取崩額	819,672,820円（平成21年度基金取崩額）		
	686,077,091円（出納整理期間の取崩額）		
	1,505,749,911円（平成21年度基金繰入金決算額）		
取崩予定額	2,118,020,000円（平成22年度見込み）		
	2,138,385,000円（平成23年度見込み）		
取崩合計	5,762,154,911円		
基金残余额	なし		

## (監査指摘)

## 1 基金の管理関係

## (1) 基金への積立状況

## ① 基金への積立時期が遅れていた。

基金へ積み立てるための予算措置が遅れたことから、適期に積立が行われていなかった。

## \* 基金関係の予算編成時期

(単位：千円)

区分	当初予算	6月補正	9月補正	2月補正	合計
基金積立て			34,481	1,096	35,577
基金事業 県分	760,930	153,399	41,595	△106,604	848,141
市町補助分	500,000	288,679	△24,674	△86,748	677,257
基金充当額	1,260,930	442,078	16,921	△194,531	1,525,398

基金運用利子（平成21年6月30日） 989,469円

〃（平成21年9月30日） 2,987,839円

〃（平成21年9月30日） 803,424円

合計 4,780,732円

積立時期 平成21年10月13日（予算議決日：平成21年10月2日）



基金名	安心こども基金		
課名	こども未来課 (母子保健福祉課)	設置年月日	平成21年2月24日
		終了年月日	平成27年6月30日
設置目的	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応することにより、県民が安心して子供を育てる体制整備を図る。		
事業主体	県、市町		
実施方法	県の直営・補助金、市町への補助		
基金残高	798,961,000円(平成20年度末)		
基金積立額	1,839,651,355円(平成21年度)		
積立予定額	1,485,847,000円(平成22年度見込み)		
	4,005,645円(基金運用益見込み)		
積立合計額	4,128,465,000円		
取崩額	238,881,000円(平成21年度基金取崩額)		
	63,774,000円(出納整理期間の取崩額)		
	302,655,000円(平成21年度基金繰入金決算額)		
取崩予定額	1,284,496,000円(平成22年度見込み)		
	962,782,000円(平成23年度見込み)		
	249,079,000円(平成24年度～26年度見込み)		
取崩合計	2,799,012,000円		
基金残余額	1,329,453,000円(平成26年度末残余見込額)		

## (監査指摘)

## 1 基金の管理関係

## (1) 基金への積立状況

基金への積立時期が遅れていた。

基金へ積み立てるための予算措置が遅れたことから、適期に積立が行われていなかった。

\* 基金関係の予算編成時期

(単位：千円)

区分	当初予算	6月補正	9月補正	2月補正	合計
基金の積立			1,096,976	742,676	1,839,652
基金事業費	98,541	254,725	105,086	△121,537	336,815
基金充当額	94,683	253,475	105,086	△92,177	311,404

国庫補助金の受入れ(平成21年8月28日) 83,861,000円

基金運用利子の 〃(平成21年9月30日) 560,506円

合計 84,421,506円

積立時期 平成21年10月23日(予算議決日：平成21年10月2日)

## (2) 基金の取崩状況

基金事業の財源である基金から一般会計へ取崩しの時期が遅れているものがあった。

特定財源である基金を取り崩さない（収入がない）ままに、支出負担行為（交付決定）をしていた。また、特定財源である基金の取崩（収入）時期は、年度末にまとめて行われているため、支出財源がないにもかかわらず、事業費が支出されているものがあった。

事業費の支出に際しては、基金を取り崩して特定財源を確保したうえで支出されたい。

文科省の研修事業 250 千円（支出時期：21 年 11 月、取崩時期：22 年 3 月）

## 2 基金の運用期間について

基金の運用期間で、検討を要するものがあった。

基金の運用については、資金の運用計画が作成され、定期預金で管理されていたが、運用期間が短いものとなっていた。

取崩しを必要とする時期や額を適切に把握し、当面必要でない資金については、長期に運用することで果実（預金利子）の増額に努めるなど、適正な基金運用に努めるべきである。

### \*運用期間及び金額

6 か月 464 百万円、5 か月 63 百万円、4 か月 950 百万円、当座預金 358 百万円

## 3 基金事業の周知・広報について

- ・ 基金事業の実施前（平成21年1月及び3月）に市町担当者への事前説明会の開催
- ・ 市町担当者への平成 22 年度当初予算説明会での説明（平成 21 年 11 月）
- ・ 市町の広報誌、新聞等による基金事業の紹介等

平成 21 年度においては、上記の説明会等が開催されているが、国の経済対策の追加もあり、事業メニューも追加されている。従来の説明会のみでの開催では事業者に対する十分な事業周知がなされたとは考えられない。各種の広報媒体等を活用した事業周知を行い、基金の有効活用を徹底する必要がある。

## 4 国への基金事業の政策提案・要望等について

基金事業で多額の執行残が見込まれることから、事業期間の延長や対象経費の拡大により、基金の有効活用を図るため、国への政策提案が実施されていた。

- ・ 基金事業における市町負担の軽減（平成 20 年 10 月）
- ・ 事業期間の延長（23 年度以降の支援の継続）（平成 21 年 4 月）
- ・ 事業期間の延長（23 年度以降の支援の継続）（平成 21 年 11 月、平成 22 年 5 月）
- ・ 文科省所管事業の期間延長、対象経費の拡大等（平成 22 年 10 月）

国へ上記のとおり提案活動が実施されているが、多額の基金残余が見込まれることから、これまで以上にあらゆる機会を通して積極的に国への提案活動を強化し、基金の有効活用に努められたい。

## 5 基金の残余要因について

- ① 国からの基金配分額が多すぎる。(平成 20 年度から 22 年度までで 4,120 百万円)  
国の配分額が、全国の数値を使った理論値(児童数、就学前児童数、保育士数)で算出されており、執行見込額以上に配分されていること。
- ② 基金事業は、市町の義務負担が伴うことから、市町負担額の増加が見込めない。  
(保育所整備の場合 基金 1/2,市町 1/4,事業者 1/4)  
県においても一部の事業については、県の義務負担 1/2 があり、「緊急プログラム」の影響を受けていて、一般財源から義務負担分の捻出が困難で平成 21 年度事業のみ実施されており、平成 22 年度以降の取組はしない状況にある。多額の基金は確保できているのに、計画通りの事業の進捗となっていないこと。
- ③ 緊急経済対策ということで、事業期間が短いこと。  
(施設整備等については、平成 23 年度まで)

## 6 基金対象事業の積極的な活用について

基金対象事業の中には、県及び市町の義務負担を伴わない事業(地域子育て創生事業)など、地方の実情に応じた創意工夫による子育て支援活動の取組が展開される事業もあることから、県及び市町への積極的な周知により活用を検討されたい。

地域子育て創生事業基金積立額	458,921 千円
〃	執行見込額 205,596 千円
	基金執行残 253,325 千円

基金事業の実施については、くらし環境本部、健康福祉本部で対応されているが、基金事業の執行見込が基金積立額を大幅に下回っていることから、多額の基金残が生じ、国に返還見込みとなっている。(13 億 3 千万円の返還見込み)

国の基金管理運営要領では、事業区分間の変更も認められていることから、本部間の連携を図り、再度、市町、事業者に基金事業の積極的な活用について周知を図るとともに、引き続き、国に対して事業期間の延長や対象経費の拡大等を要望されたい。

基金名	森林整備加速化・林業再生基金		
課名	林業課	設置年月日	平成21年7月6日
		終了年月日	平成24年6月30日
設置目的	森林の間伐等及び間伐材その他の森林資源を活用した事業を実施することにより、本県における森林整備の加速化及び木材産業の再生を図る。		
事業主体	県、市町及び森林組合等		
実施方法	市町、森林組合等への補助		
基金残高	0円（平成20年度末）		
基金積立額	1,300,000,000円（平成21年度）		
積立予定額	179,832,095円（平成22年度見込み）		
積立合計額	1,479,832,095円		
取崩額	232,360,000円（平成21年度取崩額うち次年度繰越財源 65,677,000円）		
	28,690,000円（出納整理期間の取崩額）		
	261,050,000円（平成21年度基金繰入金決算額）		
取崩予定額	607,559,000円（平成22年度見込み）		
	610,880,000円（平成23年度見込み）		
取崩合計	1,479,489,000円		
基金残余额	343,095円（平成23年度末残余見込額）		

**（監査指摘）**

1 基金の管理関係

(1) 基金への積立状況

基金への積立時期が遅れていた。

国庫補助金の受入れの都度、基金へ積み立てすべきである。

\* 基金関係の予算編成時期

（単位：千円）

区分	6月補正	9月補正	2月補正	合計
基金積立て	1,600,000		△300,000	1,300,000
事業費	348,987	112,646	△195,338	266,295
うち基金充当額	345,729	111,365	△192,865	264,229

国庫補助金の受入れ（平成22年1月27日） 274,000,000円

〃（平成22年3月9日） 1,026,000,000円

合計 1,300,000,000円

積立時期 平成22年3月17日

(2) 基金の取崩状況

基金事業の財源である基金から取崩しの時期が遅れているものがあつた。

特定財源である基金を取り崩さない（収入がない）ままに、支出負担行為（交付決定）をし、また、特定財源である基金の取崩（収入）時期は、年度末や出納整理

期間中にまとめて行われるなど、支出財源がないにもかかわらず、事業費が支出されているものがあった。

事業費の支出に際しては、基金を取り崩して特定財源を確保したうえで支出されたい。

＊ 基金の取崩しと事業費の支出状況 (単位：千円)

	基金取崩し	事業費支払		次年度繰越	残 額
		市町補助	指導事務費		
3月30日	0	99,910			△99,910
3月31日	232,360			65,677	66,773
5月20日	0	93,644	1,819		△28,690
5月28日	28,690				0
合 計	261,050	193,554	1,819	65,677	0

## 2 基金の運用期間について

基金の運用期間で検討を要するものがあった。

基金事業が平成21年度から23年度までの事業期間でありながら、運用期間は最長でも1年と短期間の運用がなされている。

取崩しを必要とする時期や額を適切に把握し、当面必要でない資金については、長期に運用することで果実（預金利子）の増額に努めるなど、適正な基金運用に努めるべきである。

＊当基金の運用実績（平成21年度国への実績報告書から）

基金の造成年月日	平成22年3月17日	1,300,000千円
うち運用実績	当座預金 (0.00%)	300,000千円 (平成21年度事業見込)
	153日 (0.27%)	50,000千円
	272日 (0.44%)	450,000千円
	1年 (0.46%)	500,000千円

## 3 事業効果の検証について

国の基金事業実施要綱では、事業主体は、個別の事業について「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知）」に基づき、事前評価及び事後評価を実施し、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告することとなっているが、報告書の提出を求めておらず、事業効果の検証がなされていなかった。

基金名	介護職員処遇改善等臨時特例基金		
課名	長寿社会課	設置年月日	平成21年7月6日
		終了年月日	平成24年12月31日
設置目的	介護職員の更なる処遇の改善等を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営を図る。		
事業主体	県、市町及び介護事業者		
実施方法	県の直営・補助金（佐賀県国民健康保険団体連合会を交付先とした間接補助）、市町への補助		
基金残高	0円（平成20年度末）		
基金積立額	3,407,219,946円（平成21年度）		
積立予定額	21,221,000円（平成22年度見込み）		
	10,719,000円（平成23年度見込み）		
積立合計額	3,439,159,946円		
取崩額	394,400,934円（平成21年度基金取崩額）		
	411,166円（出納整理期間の取崩額）		
	394,812,100円（平成21年度基金繰入金決算額）		
取崩予定額	1,232,860,000円（平成22年度見込み）		
	1,420,096,000円（平成23年度見込み）		
	211,960,000円（平成24年度見込み）		
取崩合計額	3,259,728,100円		
基金残余額	179,431,846円（平成24年12月末見込額）		

**（監査指摘）**

1 基金の管理関係

(1) 基金への積立状況

基金への積立時期が遅れていた。

国庫補助金の受入れの都度、基金へ積み立てすべきである。

\* 基金関係の予算編成時期

（単位：千円）

区分	6月補正	9月補正	2月補正	合計
基金積立て	3,141,683	237,021	28,515	3,407,219
事業費	615,349	69,621	△241,045	443,925
うち基金充当額	615,349	69,621	△241,045	443,925

国庫補助金の受入れ（平成21年11月20日） 2,239,049,000円

基金への積立時期 平成21年11月20日 2,239,049,000円

国庫補助金の受入れ（平成22年3月19日） 1,166,426,000円

基金への積立時期 平成22年3月31日 1,166,426,000円

基金運用利子の受入れ（平成22年3月23日） 1,744,946円

基金への積立時期 平成22年3月23日 1,744,946円

(2) 支出負担行為について

支出負担行為で、遅れているものがあった。

平成21年11月20日の国庫補助金(2,239,049,000円)及び平成22年3月23日の運用利子(1,744,946円)の基金への積立てにおいて、本来、支出負担行為伺(手書き)の決裁後に、支出命令書(公金振替)を作成すべきところ、支出命令書(公金振替)を先に作成しているものがあった。

(事例)

支出負担行為記入日(手書き分)

平成21年11月18日

支出命令日(公金振替)記載の支出負担行為日(作成日)平成21年11月16日

(3) 基金の取崩状況

基金事業の財源である基金から取崩しの時期が遅れていた。

特定財源である基金を取り崩さない(収入がない)ままに、支出負担行為(交付決定)をし、また、特定財源である基金の取崩(収入)時期は、年度末や出納整理期間中にまとめて行われるなど、支出財源がないにもかかわらず、事業費が支出されていた。

事業費の支出に際しては、基金を取り崩して特定財源を確保したうえで支出されたい。

(単位:円)

執行時期	基金取崩し	事業費支出		残額
		市町や介護事業者への補助	県事務費	
H21.7 ~H22.3	0	365,936,339	7,275,761	△373,212,100
H22.3.31	394,400,934	21,600,000	0	△411,166
H22.5.21	411,166	0	0	0
合計	394,812,100	387,536,339	7,275,761	0

2 基金の運用期間について

基金の運用で、運用期間が不十分であった。

資金運用開始時期は、所管課で任意に設定できるにもかかわらず、基金積立時期から運用開始まで31日間を要しており、運用開始が遅れていた。また、当基金事業は、平成24年12月までの事業期間がありながら、平成21年度に行った基金運用の期間は約3か月間にとどまっていた。

取崩しを必要とする時期や額を適切に把握し、当面必要でない資金については、長期に運用することで果実(預金利子)の増額に努めるなど、適正な基金運用に努めるべきである。

当基金の運用実績（平成 21 年度国への実績報告書から）

・基金造成額 平成 21 年 11 月 20 日 2,239,049,000 円  
うち運用実績 当座預金 (0.00%) 426,775,489 円 (H21 年度支払見込)  
定期貯金 (0.382%) 1,812,273,511 円  
(運用期間 H21.12.21~H22.3.23)

※平成 22 年度に一部定期貯金による運用を実施

・基金造成額 平成 22 年 3 月 31 日 1,166,426,000 円  
(国庫補助金受入は、平成 22 年 3 月 19 日)  
うち運用実績 当座預金 (0.00%) 1,166,426,000 円

※平成 22 年度に一部定期貯金による運用を実施

### 3 基金事業の広報等について

基金事業の周知・広報が、不十分であった。

介護職員処遇改善交付金事業については、事業開始前の説明会等、介護事業者への周知・広報に取り組まれていたが、周知・広報について、十分でないものがあった。

国からは、介護処遇改善交付金事業が円滑に実施されるための説明会の開催等に対し、国庫補助金が交付されている。平成 21 年度に県は、介護事業者への説明会を開催していたが、説明会に参加できない介護事業者に対しても、国庫補助金で、周知・広報のための事業費予算は確保されていたにもかかわらず、県ホームページに必要な情報を掲載しているとして、不参加の事業者へ説明会資料の送付を行っていなかった。

事業実施の意向の有無にかかわらず、可能性のある事業者すべてに対し、事業概要等の周知・広報活動を行うべきであった。

### 4 基金事業の計画策定について

実態を踏まえた基金事業の計画策定となっていなかった。

この基金事業のうち、小規模特別養護老人ホーム等の開設を支援する「施設開設準備経費助成特別対策事業」については、県への要望額調査が行われることなく、国庫補助金が配分（県事務費を含め 206,997,000 円）されていた。

また、大都市部等における特別養護老人ホーム等の施設等用地の確保を支援する「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」については、元々、当県では、利用が見込めないにもかかわらず、一方的に国庫補助金が、配分（26,076,000 円）されていた。

（なお、「施設開設準備経費助成特別対策事業」と「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」との間で国庫補助金の流用は可能となっている。）

本来、県の事業計画については、市町からの要望等に基づき、策定すべきであったが、これら 2 事業については、国からある意味一方的に国庫補助金の配分額が決定され、市町に対する要望調査を行う時間がなかったことから、県は、国の配分総額に合わせる形で、他事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業）の計画を参考に、事業計画を策定しており、実態を踏まえた計画となっていなかった。このため、計画どおり実施されるかは、見通せない状況となっている。

5 基金対象事業の積極的な活用について

基金事業の執行見込額が基金積立金額を下回っていることから、多額の基金残が生じ、国に返還予定となっている。(約1億8千万円の返還見込み)

未申請の介護事業者や市町へ、更なる基金事業の積極的な活用について周知を図りたい。

6 その他

① 国への実績報告書の記載内容に誤りがあった。

(実績・・・正)

別紙2 平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例基金造成事業実施状況調書

基金の保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
定期貯金	H21. 12. 21	1,812,273,511 円	0.382%	
当座預金	H21. 11. 20	426,775,489 円		
	H22. 3. 31	1,166,426,000 円		
合計額		3,405,475,000 円		

(報告・・・誤)

別紙2 平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例基金造成事業実施状況調書

基金の保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
定期預金	H21. 12. 21	1,812,273,511 円	0.382%	
合計額		1,812,273,511 円		

② 事業実施状況報告書の提出がなされていなかった。

国の交付要綱で、「都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、基金執行状況等報告を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されている。また、国の介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領で、「都道府県は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告を厚生労働大臣に提出しなければならない。」と規定されている。しかしながら、平成22年6月には事業実施状況報告書を提出すべきところ、所管課は、今回の行政監査を受けるに当たって、平成21年度事業に係る報告書を提出していないことに気づき、平成23年2月10日に国に報告していた。

③ 執行状況等の公表及び公表に係る国への報告が遅れていた。

国の「介護職員処遇改善等臨時特例基金の執行状況等の公表の取扱い要領」で、翌年度の7月31日までに決算額を公表するよう規定されていたが、実際の公表時期は8月9日以降となっていた。

また、国の同要領で、各都道府県は、原則として公表時期の16日前に、公表内容を国に報告するよう規定されていたが、実際は公表と併せて報告されていた。

基金名	高等学校等修学支援基金		
課名	こども未来課 (教育庁総務課)	設置年月日	平成21年10月5日
		終了年月日	平成24年6月30日
設置目的	高等学校等に在学する生徒であつて経済的理由により修学が困難なものに対する教育の機会の確保を図る施策の実施により、高校生等の修学を支援する。		
事業主体	県		
実施方法	私立高等学校への授業料減免措置補助、高等学校生徒への奨学金		
基金残高	0円(平成20年度末)		
基金積立額	296,797,551円(平成21年度)		
積立予定額	664,565円(平成22年度見込み)		
	500,000円(平成23年度見込み)		
積立合計額	297,962,116円		
取崩額	47,090,000円(平成21年度基金取崩額)		
	2,978,000円(出納整理期間の取崩額)		
	50,068,000円(平成21年度基金繰入金決算額)		
取崩予定額	70,752,000円(平成22年度見込み)		
	131,572,000円(平成23年度見込み)		
取崩合計	252,392,000円		
基金残余额	45,570,116円(平成23年度末残余見込額)		

## (監査指摘)

## 1 基金の管理関係

## (1) 基金への積立状況

基金への積立時期が遅れていた。

基金運用利子の基金への積立時期が遅い。

\* 基金関係の平成21年度予算編成時期

(単位：千円)

区分	当初予算	6月補正	9月補正	2月補正	合計
基金積立て			96,332	210,278	306,641
				運用利子31	不要残9,843
基金事業費	590,943	18,072	21,582	△16,646	613,951
内訳	授業料減免	33,819	21,582	13,959	69,360
	奨学金	557,124	18,072	△30,605	544,591
				財源更生もあり	
うち基金充当額			5,437	44,572	50,009
内訳	授業料減免		5,437	8,903	14,340
	奨学金			35,669	35,669

- ・ 授業料減免は一般会計、奨学金は育英資金特別会計である。

国庫補助金の受入れ (平成21年12月14日)	96,332,000円
積立時期 平成21年12月16日 (予算議決日：平成21年10月2日)	
国庫補助金の受入れ (平成22年3月24日)	200,435,000円
積立時期 平成22年3月25日 (予算議決日：平成22年2月15日)	
基金運用利子満期日 (平成22年3月19日)	30,551円
積立時期 平成22年3月25日 (予算議決日：平成22年2月15日)	

## (2) 基金の取崩状況

基金の取崩時期が遅れているものがあった。

特定財源である基金を取り崩さない(収入がない)ままに、支出負担行為(交付決定)をし、また、特定財源である基金の取崩(収入)時期は、年度末や出納整理期間中にまとめて行われるなど、支出財源がないにもかかわらず、事業費が支出されているものがあった。

事業費の支出に際しては、基金を取り崩して特定財源を確保したうえで支出されたい。

- 基金の取崩し(一般会計繰入時期)
  - (授業料減免) 11,266,000円(平成22年3月31日)
  - 2,816,000円(平成22年5月21日)
  - (奨学金) 35,824,000円(平成22年3月31日)
  - 162,000円(平成22年5月21日)

なお、平成21年度は、平成22年2月補正後に奨学金新規決定2名があり、基準に従い基金取崩しを行ったため、予算財源として計上した以上の取崩額となった。

- 事業費支出(支出時期)
  - (授業料減免) 17,210,000円(平成21年11月4日)
  - 51,642,300円(平成22年5月21日)
  - (奨学金) 542,651,000円(例月支出、随時支出で21回の支出あり。)

## 2 基金の管理・運用関係について

基金の運用については、資金見込みの状況に応じて、当座預金の残高が多額にならないよう基金運用を実施していた。なお、利用見込みが不確かな面があり、1年を限度で運用していた。

## 3 国への要望等について

平成23年度末の残余見込みは約45百万円(平成23年3月現在)が見込まれている。制度の周知・広報をさらに徹底するとともに、必要であれば、基金の制度内容の見直しや期限延長等について、国への要望等も検討されたい。

## 4 その他

① 国の交付要綱に規定された書類が作成されていないものがあった。

国の「高等学校授業料減免事業等支援特例交付金交付要綱」5(4)には、造成事業

に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、これを造成事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないとされているが、当該書類が作成されていなかった。

② 退学者の報告が遅れ、基金取崩額が過大となっていたものがあった。

奨学金事業の基金取崩額は、対象生徒数や事業額をもとに算定されており、平成22年3月25日現在の実績をもとに3月31日に35,824千円の基金が取り崩され、一般会計に繰り入れられている。しかしながら、4月当初の在籍調査で4名の既退学者（奨学金23か月分546千円過払い）が判明しており、平成22年3月25日現在の基金取崩額は過大となっていた。

対象者の退学については、基金取崩額の算定に直接かかわるものであり、学校長に対し退学者の報告についてさらに周知徹底されたい。

基金名	社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金		
課名	健康福祉本部企画・経営グループ (母子保健福祉課)	設置年月日	平成21年10月5日
		終了年月日	平成24年12月21日
設置目的	自力避難困難者等が多く入所する社会福祉施設等の耐震改修等を促進することにより、これらの施設の利用者の安全の確保を図る。		
事業主体	県、市町村、社会福祉施設等		
実施方法	社会福祉施設等への耐震化やスプリンクラー整備事業補助、県直営		
基金残高	0円 (平成20年度末)		
基金積立額	1,252,716,983円 (平成21年度)		
積立予定額	3,731,524円 (平成22年度見込み)		
	630,706円 (平成23年度見込み)		
積立合計額	1,257,079,213円		
取崩額	21,531,666円 (平成21年度基金取崩額)		
	21,531,666円 (平成21年度基金繰入金決算額)		
取崩予定額	589,911,000円 (平成22年度見込み)		
	205,780,000円 (平成23年度見込み)		
取崩合計	817,222,666円		
基金残余额	439,856,547円 (平成23年度末残余見込額)		

## (監査指摘)

## 1 基金の管理関係

## (1) 基金への積立状況

基金への積立時期が遅れていた。

国庫補助金及び基金運用利子の基金への積立時期が遅い。

\* 基金関係の平成21年度予算編成時期

(単位：千円)

区分	当初予算	9月補正	2月補正	合計	H22年度 9月補正
基金積立て		1,251,581	運用利子1,136	1,252,717	執行残2,930
基金事業費		58,096	△25,216	32,880	
うち基金充当額		36,754	△15,220	21,534	

国庫補助金の受入れ (平成21年11月27日) 1,251,581,000円

積立時期 平成21年12月4日 (予算議決日：平成21年10月2日)

基金運用利子満期日 (平成22年3月25日) 1,135,983円

積立時期 平成22年3月31日 (予算議決日：平成22年2月15日)

## (2) 基金の取崩状況

財務課の指導と異なった基金の取崩しを行い、基金取崩額が過大となっていた。

なお、財務課の指導自体も検討が不十分であった。

財務課は基金取崩しについて、基金取崩額が過大とならないよう、次により指導していた。

\* 「基金事業に係る支出事務等について」（平成 22.3.5 財務課作成）記載概要

- (案)
- ・ 3月末まで：事業実施
  - ・ 3月末まで：申請総額等の8割程度を取り崩し市町等へ支出  
(監査特記) 8割程度は必要により変動可とのこと。
  - ・ 出納整理期間(4月～5月末)：事業報告提出あり、事業費確定後に最終支払い
  - ・ 基金に出納整理期間という概念はない。

しかしながら、当基金は、支出負担行為額全額を平成 22 年 3 月に取り崩し、平成 21 年度基金取崩執行残額 2,929,333 円を、平成 22 年度 9 月議会の補正予算に計上し、議決後に基金に戻す積立てを実施しており、財務課の指導と異なった取崩しを行っていた。

- ・ 基金の取崩し(一般会計繰入時期)  
(補助事業) 20,376,666 円(平成 22 年 3 月 15 日)  
(県直営) 1,155,000 円(平成 22 年 3 月 23 日)
- ・ 事業費支出(基金相当分)(支出時期)  
(補助事業) 17,447,333 円(平成 22 年 5 月 27 日)  
(県直営) 1,155,000 円(平成 22 年 3 月 24 日)

なお、財務課の指導のとおりになると、基金は財産であり、出納整理期間がないことから、一般会計の決算額(基金繰入金)と基金の取崩額が異なることになる。

したがって、支出負担行為額全額を年度中に取り崩し、基金取崩執行残額を翌年度に基金に積立て(戻す)を行う当基金の取崩し方法が、より実態に合った基金の取扱いであり、財務課の指導は検討が十分とは言えなかった。

## 2 基金の管理・運用関係について

多額の金額が長期間運用されていなかった。

基金の取崩時期や取崩金額が適正に把握されていないため、資金の運用期間も最長で6か月であり、運用金額も少額であった。このため、多額の資金が長期間運用されていなかった。

基金の取崩時期、金額の見込みを適正に把握し、当面必要のない資金は、長期で運用すべきであった。

### \* 不適正な基金の運用事例

平成 21 年度末の基金残高 1,231 百万円のうち、平成 22 年度基金所要見込額が 603 百万円、基金運用可能額 628 百万円と見込み、400 百万円を 6 か月定期預金で運用していたが、平成 22 年度上期は基金取崩しの実績がなかったところであり、平成 22 年上期は 831 百万円もの金額が当座預金残高として残っていた。

### 3 対象施設事業者への意向等の把握について

所管課としては、「平成20年度に実施した、スプリンクラー整備状況調査（厚生労働省調査）に基づき、本基金事業の対象となりうる施設へは、当時の担当者が電話等により個別に聞き取りや制度の紹介を行った。」とのことであるが、次のような不十分な取扱いがあった。

施設側の意向等の把握が不十分なものがあった。

国庫補助金の当初配分（713百万円）の際、配分額が過剰又は不足する場合は協議するよう通知があり、可能性のある施設を最大限に追加要望（538百万円）し、認められている。しかし、この際の施設側の意向等の把握が不十分であったため、平成23年度末の残余見込みは約440百万円（平成23年3月11日現在見込み）と多額となっている。

### 4 国への基金事業の要望等について

基金事業については、多額な執行残が見込まれるが、対象施設が限定されていることもあり、国への要望、政策提案等を行われていない。対象施設を回って、状況を調査し、国への要望等の実施についても努力すべきであった。

基金名	介護基盤緊急整備等臨時特例基金		
課名	長寿社会課	設置年月日	平成21年10月5日
		終了年月日	平成24年12月31日
設置目的	介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設その他の介護サービス等を提供する施設の緊急な整備等を図る。		
事業主体	県、市町、佐賀中部広域連合		
実施方法	市町等への補助		
基金残高	0円（平成20年度末）		
基金積立額	2,150,263,800円（平成21年度）		
積立予定額	834,180,000円（平成22年度見込み）		
	1,925,000円（平成23年度見込み）		
積立合計	2,986,368,800円		
取崩額	443,350,000円（平成21年度基金取崩額）		
	443,350,000円（平成21年度基金繰入金決算額）		
取崩予定額	907,427,000円（平成22年度見込み）		
	844,709,000円（平成23年度見込み）		
取崩合計	2,195,486,000円		
基金残余额	790,882,800円（平成23年度末残余見込額）		

（監査指摘）

1 基金の管理関係

(1) 基金への積立状況

基金への積立時期が遅れていた。

国庫補助金の受入れの都度、基金へ積み立てすべきである。

\* 基金関係の予算編成時期

（単位：千円）

区分	当初予算	6月補正	9月補正	2月補正	合計
基金積立て			2,948,701	△798,438	2,150,263
基金事業費			656,543	△208,684	447,859
基金充当額			656,543	△208,684	447,859

国庫補助金の受入れ（平成21年12月22日） 1,573,090,000円

基金への積立時期 平成21年12月24日 1,573,090,000円

国庫補助金の受入れ（平成22年3月10日） 576,627,000円

基金への積立時期 平成22年3月15日 576,627,000円

2 基金の運用期間について

基金の運用期間で、検討を要するものがあつた。

取崩しを必要とする時期や額を適切に把握し、当面必要でない資金については、長期に運用することで果実（預金利子）の増額に努めるなど、適正な基金運用に努める

べきである。

(運用期間及び金額：68日 1,125百万円、当座預金 1,025百万円)

### 3 基金残余の国への返還見込みについて

介護施設、地域介護拠点等の緊急整備事業については、施設整備の補助基準単価を超える分は、事業者の負担となっていること、事業者の資金計画の検討や土地の取得の都合があることから、事業期間の3年間では、計画通りの事業進捗となっていない。

さらに、22年度国の補正で新規事業等の追加(548百万円)もあり、基金が積み増しされ、平成23年度末の基金残余見込額は、791百万円となっている。

### 4 国への要望等について

当基金については、多額な残余見込みとなっているが、国への要望、政策提案等を行われていない。

事業者等の状況を調査し、国に対する事業期間の延長要望や市町及び補助事業者との連携を図り、基金事業の一層の取組を強化されたい。